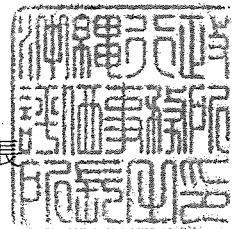




沖縄相第2号
令和2年1月23日

沖縄県警察本部長 殿

総務省沖縄行政評価事務所長



運転免許の自主返納に伴う運転経歴証明書の申請及び
交付の窓口の拡大（参考連絡）

当事務所では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号の規定に基づき、国民の皆様から行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現の促進を図る行政相談業務を行っています。

また、当事務所に寄せられた苦情や意見・要望のうち、民間有識者の意見を聴取することにより、国民の視点から、その的確かつ効率的な処理を推進する必要があると考えられる事案については、当事務所が設置する行政苦情救済推進会議（座長：宮國英男弁護士）に付議し、同会議の意見を踏まえて処理を行っています。

この度、当事務所管内の行政相談委員^(注1)に対し、運転免許の自主返納に伴う運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の拡大を求める相談があり、これを踏まえた行政相談委員からの意見^(注2)が当事務所に寄せられました。

これを受け、当事務所では、運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の状況や離島駐在所での申請及び交付の周知状況について、他の都道府県警察の状況も調査し、その結果を行政苦情救済推進会議に諮ったところ、運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の拡大と、離島住民は最寄りの駐在所でも申請及び交付ができるとの周知・広報について検討する必要があるとの意見がありました。

本意見につきましては、当事務所としても貴県における今後の警察行政の改善に資すると考えられることから、参考までに連絡します。

(注1) 行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国で約5,000名、うち県内には73名（令和元年10月1日現在）が各市町村に配置されています。行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、住民の皆様から、国等の業務に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する改善の申し入れなどを行っています。

(注2) 行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）第4条の規定に基づき、相談活動を通じて得られたさまざまな行政運営上の改善についての意見を総務大臣に述べることができます。

<問合せ先>

主任行政相談官（田中）

行政相談官（山内）

電話：098-866-0148

ファクシミリ：098-866-0158

運転免許の自主返納に伴う運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の拡大

1 行政相談委員意見の要旨

離島に住んでいる私の知人は、高齢を理由に運転免許を返納して3年が経つが、ふだんの生活にはバスやタクシーなど公共交通機関を利用している。

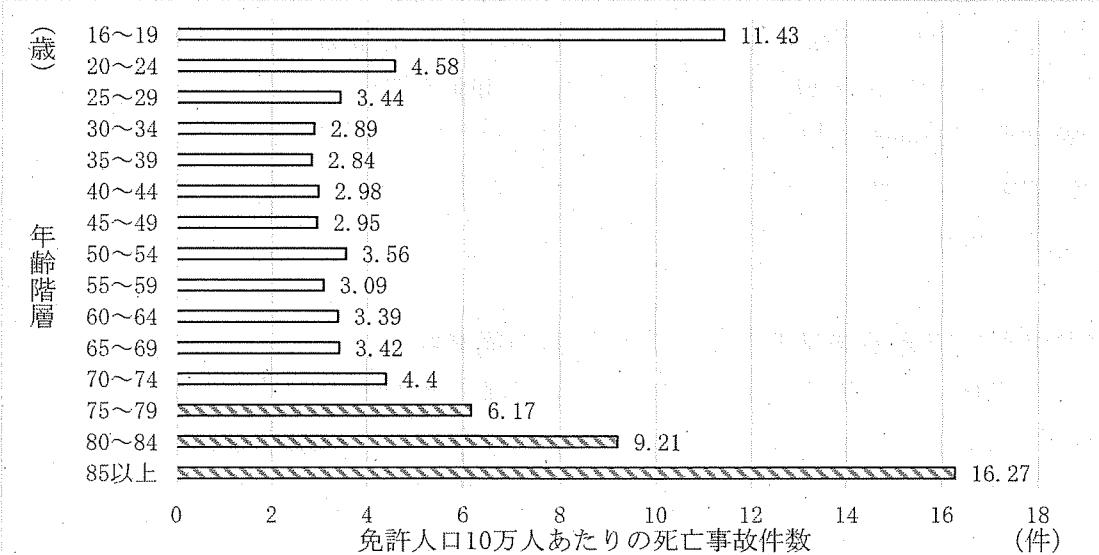
ところが、免許返納に伴う運転経歴証明書を提示すると、公共交通機関の割引等を受けることができると聞いた。

このため、私の知人は、運転経歴証明書の交付を申請したいが、高齢である上、足が悪く、遠方の運転免許センターや安全運転学校まで赴くことは負担である。高齢者の自主返納を促進するためにも、最寄りの警察署でも運転経歴証明書の申請や交付が行えるようにしてほしい。

2 高齢者による事故の発生状況

警察庁が公表している「平成30年における交通死亡事故の特徴等について」の中の運転免許保有者による年齢階層別の死亡事故件数をみると、75歳以上の免許保有者による死亡事故が他の年齢階層に比べて多くなっている。

表 全国の中における運転免許保有者による年齢階層別の死亡事故件数



(注)「平成30年における交通死亡事故の特徴等について」(平成31年2月14日警察庁交通局)の資料を基に、当事務所が作成した。

3 運転免許の自主返納に伴う運転経歴証明書の交付制度

運転免許の自主返納制度は、高齢運転者による事故の多発を受け、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の改正に伴い、平成10年4月に導入されたものである。

これは、運転免許証が不要になった者や、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった高齢運転者等が、有効期限の残っている運転免許証を自主的に返納（免許の取消しの申請）することができる制度である。

また、平成14年6月には、運転免許返納後でも身分証明書として使える「運転経歴証明書」の制度が導入された。運転経歴証明書は、自主返納と同時又は免許返納後5年以内に申請すれば交付を受けることができ、公的な本人確認書類として生涯を通じて利用できるほか、運転経歴証明書を提示することにより、公共交通機関の乗車運賃割引など、地方公共団体や民間事業者による様々な優遇措置を受けることができる。

4 当事務所の調査結果

当事務所は、本件相談者が、①運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の拡大を要望していること、②自ら離島に住んでいながら離島駐在所で運転経歴証明書の申請及び交付ができるることを知らなかつたことに着目し、他の都道府県警察における状況について調査したところ、以下の状況が確認できた。

(1) 運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の状況

沖縄県における運転経歴証明書の申請及び交付の窓口は、運転免許センター（豊見城市）と安全運転学校（中部分校（沖縄市）、北部分校（名護市）、宮古分校（宮古島市）及び八重山分校（石垣市））であるが、沖縄県以外の全都道府県警察本部のホームページをみたところ、44都道府県警察において運転免許センターや安全運転学校に加えて、警察署でも運転経歴証明書の申請及び交付の受付を行っていることを明示しており、警察署での申請及び交付を行えることを明示していないのは、沖縄県警察本部のほか2警察本部であった。

(2) 離島駐在所でできる申請及び交付の手続きの周知状況

沖縄県と同様に有人離島が多い他の3都道府県の警察本部は、離島駐在所等でも申請及び交付できることをホームページで明示しているが、沖縄県警察本部では離島駐在所で申請及び交付できることがホームページで明示されていない。

5 申請及び交付の窓口の拡大意見に対する沖縄県警察本部（交通部運転免許課）の見解

警察署で運転経歴証明書の申請及び交付を受け付けていない理由として、以下のとおりとしている。

- ① 運転経歴証明書は免許証と同じ仕様であることから、その作成に当たっては、免許証を発行する機器を使用している。この機器は、運転免許センター及び安全運転学校各分校にしか設置されていない。
- ② 県内における高齢運転者の自主返納件数が増加し、免許の取消し申請の受理及び

運転経歴証明書の作成交付関係の事務量が著しく増加していることから、警察署及び運転免許課の現体制では、警察署での申請及び交付に対応することは困難である。なお、体制強化については今後検討する。

6 行政苦情救済推進会議の主な意見

- 沖縄県の警察署における運転経歴証明書の申請及び交付について、他県と比較すると、多くの都道府県では申請及び交付が可能なのに、沖縄県ではできないというのは申請機会の公平性の観点から疑問がある。警察は全国一律の対応をすべきなので、特段の事情がなければ沖縄県警察は何らかの対応をすべきである。
- 運転に不安がある高齢者が警察署で運転免許を自主返納しても、同時に運転経歴証明書の申請ができないことから、運転経歴証明書を申請しようとするインセンティブが沸かず、別途、運転免許センターに行くとなると申請者にとっては二度手間であり、結果、機会損失となる。
- 沖縄県警察は、離島の住民に対し、駐在所でも運転経歴証明書を申請及び交付ができるということを周知すべき。例えば、沖縄県警察本部のホームページへの掲載を含め、離島駐在所の掲示板や市町村広報誌への掲載について協力を求めることなどが考えられる。

このことから、①運転に不安を有する高齢者が運転免許を返納しやすい環境の整備、及び②他の都道府県と同様に沖縄県民が享受する行政サービスの向上の観点から、運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の拡大と、離島住民は最寄りの駐在所でも申請及び交付ができるとの周知・広報を検討する必要がある。

(参考)

行政苦情救済推進会議構成員（座長以外五十音順）

宮國 英男	（座長）（弁護士）
古波鮫 勝美	（沖縄行政相談委員協議会会長）
仲宗根 京子	（NPO 法人消費者センター沖縄理事長）
名城 知二朗	（（株）琉球新報社論説委員長）
西山 千絵	（琉球大学大学院法務研究科准教授）
山城 勝	（（一社）沖縄県経営者協会常務理事）